

## 第4章 ポスト TPP の日本の通商戦略と経済統合の展望 —ポスト TPP と EU（欧州連合）の対応—

渡邊 頼純

### はじめに—TPP の挫折は EU にどのようなインパクトを及ぼすのか—

2010年3月に交渉が開始された環太平洋パートナーシップ（TPP）協定は2015年10月に米国アトランタで大筋合意に至り、その後オーストラリア・シドニーで参加12か国により2016年2月に署名された。日本は2016年12月に TPP 関連法案を衆参両院で通過させ TPP 協定の批准を終え、2017年1月20日には TPP 協定の付託国であるニュージーランドに国会手続きを完了した旨正式に通知した。他方 TPP 協定には「(参加国の) GDP の合計の85パーセント以上を占める、少なくとも6か国の承認を得て」発効すると規定していることからアメリカ議会の批准が不可欠であるが、アメリカの新大統領であるドナルド・トランプ氏は TPP からアメリカは「離脱」すると公言している。

このままトランプ新大統領が TPP を拒否し続けると TPP は発効せず、5年以上に及んだ交渉の結果は日の目を見ないことになる。この TPP の頓挫はどのような影響を与えるのであろうか。本章ではこの問題を特に EU に焦点を当てて検討する。

### 1. TPP 合意はどのような歴史的意義を持っていたのか—EU との関係を中心に—

TPP が大筋合意された2015年という年は戦後の国際政治史において重要な「一里塚」の意味を持っている。以下では70年前、60年前、30年前、20年前、10年前と5つの歴史上の出来事を振り返りながら TPP をとらえ直し、その中で EU との関係を考えてみたい。

(1) 2015年はまず「戦後70年」という重要な区切りの年であった。日米両国が太平洋を戦場として激しく戦った第二次世界大戦のアジア戦線が終わって70年の記念の年に日米を軸とする貿易と投資の法的枠組みが整ったことは意義深い。ヨーロッパでは戦後いち早く1952年に欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）が誕生し、1958年には現在のEUの基礎とも言える欧州経済共同体（EEC）が設立されるなど「地域統合」が戦後復興の基調となっていたことを勘案すると、太平洋地域における日米の市場統合はまさに半世紀以上遅れてしまった。もちろんその背景には欧州では「冷戦構造」が成立し東西陣営間の武力衝突が回避されたのに対し、アジアでは中国の国共内戦、朝鮮動乱、ベトナム戦争など激しい「熱戦」が繰り広げられたという厳しい歴史的現実があった。

日米間のFTA（自由貿易協定）についてもこれまで議論はあったものの、特に日本の農

業分野の市場開放に対する抵抗が強く、貿易収支の不均衡に起因するいわゆる「貿易摩擦」をその場しのぎ的に乗り切る形でしか対応して来なかった。問題となる産業分野は繊維、鉄鋼、ボールベアリング、カラーテレビ、半導体、自動車などと時代と共に変わったが、いつも日米協議で「政治決着」させて、具体的には日本側による「輸出の自主規制」(voluntary export restraints) という GATT（関税貿易一般協定）枠外の措置で乗り切ってきた。<sup>1</sup>その日米経済関係に戦後 70 年を経てようやく経済パートナーシップに関する包括的な法的枠組みができたことはアジア太平洋地域にやっと市場統合のメカニズムが構築されたことを意味する。

(2) 次に 2015 年は日本の GATT 加盟から 60 年の節目の年に当たる。戦後、敗戦国日本が国際社会復帰の最初の関門と位置付けていたのが GATT への加盟である。貿易立国を目指す日本にとってはまさに悲願のアジェンダであったわけだが、これを支持し支援したのは米国であった。1953 年によくオブザーバー資格を得た日本が加盟を認められるのはその 2 年後 1955 年の GATT 総会においてであった。しかし、やっと GATT 加盟ができたと思ったのも束の間、イギリス、フランス、ベネルクス三国など西ヨーロッパの諸国が新規加盟国に対し最恵国待遇や内国民待遇など GATT 上の権利を認めないとする GATT35 条を日本に対し援用したのである。その後日本は西欧諸国に 35 条援用を撤回してもらうために「対日数量規制」を二国間の通商条約で容認するなど「対日差別」を甘受することで GATT 上の待遇を獲得する道を選択する。<sup>2</sup>

フランスやイタリアなどで見られた日本車に対する差別的な数量制限は実にウルグアイ・ラウンドが終了する 1994 年まで続くことになる。GATT 加盟をもって貿易自由化のプロセスに参加した日本の前途は多難であったわけだが、60 年目にして TPP という完成度の高い FTA に参加できたことは意義深いと言わざるを得ない。

(3) 2015 年は 1985 年 9 月のプラザ合意から 30 年目の年に当たる。これはどのような意味を持つのだろうか。プラザ合意とはニューヨークのプラザ・ホテルで開催された G5 財務大臣・中央銀行総裁会議で円安・ドル高から円高・ドル安へシフトすることで合意されたものであるが、変動相場制に移行して以来初めての本格的為替調整が主要国間で行われた。

プラザ合意前のドル円相場は 1 ドル=248 円前後であったが、合意以降は瞬く間に 1 ドル=180 円台にまで円高・ドル安になった。<sup>3</sup> この急激に進んだ円高に対応するため日本の製造業各社、とりわけエレクトロニクスや自動車部品関係のメーカーは ASEAN（東南アジア諸国連合）のタイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポールなどへ直接投資（FDI）を活発に行い、部品生産を開始した。これら諸国の積極的な投資誘致の政策と合致したことに加え、各国通貨が米ドルにペッグされ連動していたことも円高に苦

しむ日本の製造業には好都合であった。こうして部品生産が日系の現地企業で行われるようになり、部品が ASEAN 各国や中国、韓国、台湾などでもそれぞれ異なる工程を経て中間財を生産、その中間財がさらに国境を越えて別の域内国でさらに付加価値を付けて半完成品、さらには最終財となって自由港シンガポールから欧米市場へ向けて輸出されるといふパターンが構築されていく。このような生産ネットワークは「バリュー・チェーン」とも呼ばれ、国境を越えた企業内貿易が「ビジネス先導型の実事上の統合」(defacto business-driven integration) として次第に確立されていく。

日本の通商政策はこの生産ネットワークのメリットをさらに確実なものとするべく 21 世紀に入ると ASEAN 諸国を対象として日本版の FTA である EPA (Economic Partnership Agreement、経済連携協定) 交渉を積極的に推進する。その先陣を切ったのが「日シンガポール新時代経済連携協定」であり、同協定は 2002 年 11 月に発効している。その後「日 ASEAN 包括的経済連携協定」(AJCEP) を含めると日本は ASEAN 各国との FTA 関係構築に成功している。かくして日本は「事実上の統合」だけではなく、これを補完する形で EPA を通じた「法的な統合」(dejure integration) も達成したと言えるだろう。そして ASEAN 各国との二国間の EPA と AJCEP のネットワークをさらに「深掘り」する枠組みとして TPP が合意された。その意味では日本にとって ASEAN との EPA の延長線上に TPP があると言っても過言ではない。

このような日本の FTA 戦略と比較して EU の対アジア FTA 戦略はどうだろうか。EU は東アジア地域においては、これまで韓国 (2011 年 7 月暫定発効)、シンガポール (2013 年)、ベトナム (2015 年) の 3 か国とのみ FTA 交渉を成功裡に終了しているが、ASEAN 全体との交渉は頓挫したままである。<sup>4</sup>

本来なら EU としては東アジアの生産ネットワークに食い込むためにもっと早い段階から日本との FTA を志向するべきであったが、EU はむしろこれには消極的であった。EU はまずは WTO の「ドーハ・ラウンド交渉」に優先順位を置くといったような理由で日本との FTA 交渉を回避してきた経緯がある。日本が野田政権 (2011–2012 年) の頃に TPP 交渉に積極姿勢に転換したことを受けて EU はようやくその重い腰を上げ、「事前交渉」に相当する「スコーピング・エクササイズ」を提案してきた。その背景には 2008 年 7 月以降「ドーハ・ラウンド交渉」が完全に停滞したことで「日本とは WTO 優先」という EU の従来からの方針を維持する理由が消失したという事情もある。いずれにせよ、EU は日本の TPP への参加の可能性を極めて低く予測していた。このため 2013 年 3 月 15 日の安倍政権による TPP 交渉参加の正式決定は EU においては大きな驚きをもって受け止められた。今から当時を振り返れば、EU はプラザ合意以来の defacto integration とこれを強化するための

EPA による *de jure integration* の展開を十分に掘り下げて評価していなかったことがこの「油断」ないしは「予断」に繋がったと言えるかもしれない。

(4) 2015 年は WTO 設立 (1995 年) から 20 年目の節目の年でもある。GATT から多国間貿易体制の要 (かなめ) の役割を引き継いだ WTO であるが、2001 年 11 月に開始された多国間貿易交渉「ドーハ・ラウンド」(正式名称は「ドーハ開発アジェンダ」) は 2016 年になった今日でもまだ決着していない。前身の GATT がケネディ・ラウンド (1964-67 年)、東京ラウンド (1973-1979 年)、ウルグアイ・ラウンド (1986-94 年) など累次の重要な多国間交渉を成功裡に終了させてきたのとは対照的ですからある。交渉のフォーラムとしての WTO が然るべく機能していないのとは裏腹に「貿易紛争処理のフォーラム」としての WTO は極めて適切に機能しており、過去 20 年間に 400 件以上の紛争事案を取り扱ってきている。したがって、交渉のフォーラムとしての WTO が機能不全に陥っていることだけを以って WTO 不要論を唱えるのは誤りであろう。

とはいえやはりドーハ・ラウンドが行き詰まり、市場アクセスのための関税引き下げ交渉ができないだけでなく、新たな通商ルール策定のための交渉ができないことは多国間貿易体制にとっては深刻な問題である。そのような背景のもと多くの国はマルチの交渉に見切りをつけ、二国間、複数国間の FTA 締結に傾いた。その結果、JETRO の調査 (2014) によれば 250 件を超える特惠的取極めが世界中にあふれる事態になった。

EU の原初形態である EEC (欧州経済共同体、1958 年発足) は関税同盟としてスタートし、現在では単一市場と通貨同盟を内包する「経済通貨同盟」(Economic and Monetary Union) として完成度の高い地域統合を実現している。EU はそもそも地域主義を具現する統合体であり、その影響力は世界中に及んでいる。中南米における LAFTA (ラテンアメリカ自由貿易連合) や MERCOSUR (南米共同市場) や東南アジアの ASEAN 経済共同体 (AEC)、北米の NAFTA (北米自由貿易協定)、アフリカの AU (アフリカ連合) などが欧州統合に触発されて、あるいは EU に対抗するために設立された地域的特惠貿易取極めである。その意味では TPP も EU の深化と拡大の過程に刺激を受けてアジア太平洋地域に展開していた生産ネットワークを 12 か国で固定化 (consolidate) する試みと捉えることができる。

EU はアジア太平洋では必ずしもビッグプレーヤーではないが、他方で米国との間で環大西洋貿易投資パートナーシップ (TTIP)、日本との間で日 EU の FTA を交渉している。これらの地域間メガ FTA が成功裡に交渉され、締結された暁には日米 EU (加えてカナダ、豪州、ニュージーランド等) が一層協調することで市場アクセスや新たな通商ルールを WTO にフィードバックすることができるかもしれない。そこに ASEAN や太平洋同盟 (Allianza del Pacifico) 諸国<sup>5</sup>を巻き込んで「クリティカル・マス」を形成して推進力を醸

成し WTO 体制を再興する機運も生まれてくる可能性がある。

（5）2015 年は日メキシコ EPA の発効（2005 年）から 10 年目に当たる。日本にとってメキシコとの EPA 交渉は本格的に農産物交渉に焦点が当たった初めての交渉だった。メキシコの対日輸出の 20 パーセントが農産品で、その半分が豚肉という極めてセンシティブな産品を抱えての難交渉であった。豚肉の他にも牛肉と鶏肉、オレンジ・ジュースとオレンジの生果が最後まで争点となったセンシティブ品目であった。2003 年 10 月にはフォックス大統領（当時）の国賓待遇での訪日にもかかわらず一旦は決裂したものの、その 5 か月後には何とか大筋合意にこぎ着けた。<sup>6</sup>

難交渉をまとめる「秘策」は何だったのか？ その答えは「特恵的関税割り当て」（preferential tariff quota）である。これは FTA パートナー国に対し一定の数量を上限としてその産品に対し MFN 譲許税率より低い税率の特恵的税率を適用する制度である。日本は豚肉については「差額関税制度」という特殊かつ保護主義的な関税制度を設けているが、これは基準価格以下の低価格の豚肉についてはキロ当たり 482 円という従量税を付加し、フィレやロースなど高価格帯の豚肉には 4.3 パーセントという比較的定率の従価税を課す制度である。メキシコは当初この制度の廃止を求めて来ていたが、交渉が終盤に差し掛かると実質的に日本の豚肉市場のシェアを拡大する戦略に転換した。「名を捨てて実を取る」作戦に転じたのである。こうして差額関税制度は維持されたまま高価格帯の豚肉に対する従価税は 4.3 パーセントから 2.2 パーセントに引き下げられ、この特恵税率が適用される数量枠として初年度 3 万 8 千トンが割り当てられた。加えて発効後 5 年間でこの数量枠が最大 8 万トンまで拡大されることも合意され、センシティブ品目ナンバーワンであった豚肉は決着をみた。

このセンシティブな農産品については「特恵的関税割り当て」で対応するという交渉スタイルはその後日豪 EPA における牛肉や TPP における牛肉・豚肉についても踏襲された。その意味で発効から 10 年の歳月を経た日墨 EPA はその後の FTA 交渉における「重要品目」（センシティブ品目と同義）の決着に一つのモデルを提供してきたと言えないだろうか。

日本は EU との FTA 交渉においても多数の農産品分野で「重要品目」を抱えている。EU 側が日墨 EPA における農産品決着のパターンを「学習」して現実的な対応を取ることが日 EU・EPA 妥結へ向けての重要な試金石と言えよう。

このように見えてくると TPP 合意が成立した 2015 年は世界の貿易体制にとって、また日本の通商政策にとって、そして EU との通商関係にとって必要な歴史的転換点となっていることがわかる。次節ではこの TPP 決着について EU 側がどのように反応しているかを欧州の識者の見解を中心に明らかにしたい。

## 2. TPP 合意に対する EU の反応

2015年10月5日にアトランタで TPP 合意が成立したことは EU 各国でも注目された。欧州の貿易問題の専門家たちはどちらかと言えば警戒感をもって TPP 合意のニュースを受け止めたようだ。警戒感は大別すると（1）アジア太平洋市場における EU の競争力劣化を懸念する見方、（2）将来の貿易ルール作りで EU が米国主導のルールを押し付けられるのではないかとの懸念に由来する。以下ではより詳細に検討する。

### （1）市場アクセスにおける EU の競争力低下

経済統合には必ず「貿易創造効果」と「貿易転換効果」が生じるが、域外国にとって心配なのは後者である。これは関税同盟や FTA ができたことでそれまでは競争力をもっていた供給国が域外国となり、域内国に当該製品の供給先がシフトすることで貿易が転換してしまい、その域外国にとっては損失となるような状況である。EU から TPP 諸国への輸出は EU の域外輸出の約 30 パーセントを占めているが、この「貿易転換効果」が原因で TPP が発効すると EU 産の製品に対する需要が低下することになるとある専門家は述べている。

7

この専門家によれば、TPP により最も深刻な打撃を受けるのは TPP の枠外に留まった場合の中国で、中国は毎年 570 億ドルの輸出所得を失うとしている。これに比べると EU が失う輸出所得は 2025 年まで毎年 380 億ドル程度であり、EU の総輸出所得が 2025 年には 7 兆 4,310 億ドルに達することを勘案すると、TPP の潜在的なマイナス効果を過大評価すべきではないとしている。

欧州国際政治経済研究センター（ECIPE）は、「TPP はアジア太平洋市場へのアクセスについて EU と米国との競争関係を変化させるだろう」と指摘し、「EU は TPP メンバー国のいくつかと二国間の FTA を交渉しているが、アジア太平洋地域における貿易政策面での協力やグローバルな貿易問題に対応するために継続的に用いられるようなより大きなシステムとなり得る、TPP に匹敵するような戦略的な構想を EU は全く持っていない」と批判している。<sup>8</sup>

ブリュッセルのシンクタンクであるブリュージュのシニア・フェローのアンドレ・サピールは、「TPP が参加国の間での貿易自由化において成功すればするほど TPP 参加国と EU の貿易にとってのダメージはより現実のものとなり、そうなればなるほど益々 TPP メンバー国である日本や ASEAN とのバイの FTA や TTIP を推進する誘因が大きくなる」と述べている。<sup>9</sup>

パリ政治学院の名誉教授であるパトリック・メスランも同様の指摘をしている。「TPP

に起因する最大の損失は、米国や日本の市場において米国、日本その他の TPP 参加国からのすべての輸出品について EU の輸出者が不利な待遇になるという点だ」と指摘し、TPP に対抗するために「EU は日本との貿易交渉を加速させ、規制協力を拡大すると共に、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）への参加を真剣に検討するなどより野心的な『アジアへの転換』（pivot to Asia）を進め、かつ TTIP 交渉を継続するといった取り組みが必要」と述べている。<sup>10</sup>

同様の発言はシンクタンクの「フレンズ・オブ・ヨーロッパ」の政策部長であるシャダ・イスラムからも聞こえてくる。「EU・ASEAN の FTA 交渉を早急に開始することは戦略的に重要になってきた。EU はさらに EU・ASEAN・豪州・ニュージーランド間の FTA の可能性も検討するなどより野心的になるべきである。アジアと欧州のパートナーシップのフォーラムである ASEM（アジア欧州会合）の中で貿易と投資の協定について考えるべきではないか」と提案している。<sup>11</sup>

## （2）新たな通商ルール作りにおける「劣勢」懸念

TPP で合意された新たなルールについてのスタンダードが将来の貿易協定の「テンプレート」になり、これが時間の経過と共に広く受け入れられるようになるのではないかと危惧する専門家もいる。<sup>12</sup> この専門家は著作権の問題をあげており、TPP 合意が WTO の TRIPS 協定を超える内容になっていることに注目している。

またこの専門家は TPP の社会的・環境的スタンダードが EU で現在施行されているものより弱い水準のものであることから、TTIP のような将来の通商協定でより低いレベルのスタンダードを受け入れるよう EU 側に圧力がかかるのではないかと懸念している。

このような懸念は特に欧州の消費者団体から表明されている。欧州消費者連合会（the European Consumer Organisation）のブログ“Consumer Corner”掲載の論文は「TPP から学べること：EU が TTIP でするべきではないこと」と題して以下の 4 点を挙げている。<sup>13</sup>

- ① TPP が TTIP 交渉にも直接的影響を及ぼすことを懸念している。TPP 参加 12 か国の内 8 か国は「サービス貿易協定」（Trade in Services Agreement=TiSA）を EU とも交渉していることを挙げ、TTIP や TiSA 交渉で EU に対する風当たりが強くなることを警戒している。「米国はアジア太平洋地域における利害を手中に収めただけではなく、EU が将来アジア太平洋諸国と交渉する通商協定の中身にも影響を与えることができるようになった。日 EU・FTA 交渉を含め、これらの交渉における EU のマニョーバーの余地（the margin of manoeuvre）は減少した。なぜなら日本は日 EU・FTA 交渉においても TPP で容認された自由化のレベルに合わせようとするだろうし、TPP の譲許と類似の譲許を EU に対しても求めてくるはずだからだ。」

- ② 薬価が高値で維持され、消費者のアクセスが制限されることに警鐘を鳴らしている。  
「ジェネリック薬品と”biosimilar “と呼ばれる、使用が既に許可されているバイオ薬品に類似の薬品の市場に TPP は悪影響を及ぼし得る」と述べた WHO のマーガレット・チャン事務局長の発言（2015年11月12日）を引用して TPP のバイオ薬品に関する合意に懸念を表明している。
- ③ 規制の施行における遅延や規制内容の「骨抜き」への道を開くとして、TPP の「規制の収斂」（Regulatory Coherence）や透明性に関する章を「規制する権利」を損なうとの観点から TTIP や TiSA 交渉で要注意と警鐘を鳴らしている。また、TPP の「規制の収斂」章で規制の提案に先立って「インパクト・アセスメント」を行う上でのガイドラインを規定していることについて、例えば「製品の安全性」などについて消費者保護の規制や措置がこのようなガイドラインにより影響を受ける可能性があることを懸念している。
- ④ 投資に関しての「投資家対国家の紛争処理」（ISDS）については、たばこ関連の措置が TPP で除外されたことに一定の評価をしながらも、現段階では TiSA 交渉では ISDS が規定されないことになっていること、TTIP では「投資法廷システム」（Investment Court System）が議論になっていることなどを挙げて ISDS をけん制している。

このように EU の通商専門家たちは、アジア太平洋市場における EU の競争劣後と TTIP ならびに TiSA 交渉における規制緩和の流れを警戒している。

### 3. TPP と日 EU・FTA 交渉

日 EU・FTA 交渉は本稿執筆の時点ではまだ合意に至っていない。2016年5月5日付の報道によれば、5月3日午後ブリュッセルを訪問した安倍晋三首相は EU のトゥスク欧州理事会議長やユンケル欧州委員会委員長と会談し、日 EU・FTA について年内の大筋合意を目指し交渉を加速させる方針で一致した。また、トゥスク議長は 2016 年後半に定期首脳会議を開き、決着させたい意向を表明したとのことである。<sup>14</sup>

日 EU・FTA 交渉の論点と経緯については田中友義（2015）<sup>15</sup>を参照して頂きたいが、TPP 交渉が大筋合意したあと筆者は 2015 年 11 月（日 EU 会議）、同年 12 月（German Marshall Fund 主催セミナー）、2016 年 1 月（European Policy Centre 主催セミナー）と三か月連続してブリュッセルを訪問し、TPP と日 EU・FTA について EU 側の専門家と交流する機会に恵まれた。その際、EU 側の首席交渉官であるマウロ・ペトリチオーネ欧州委員会貿易総局局長らと意見交換することができたので、その内容を本節で紹介したい。

EU 側は基本的には TPP 交渉で日本側が農産品を含めて 95 パーセントの関税撤廃を約束



したことを評価しつつも、農産品だけで言えば 81 パーセントの関税撤廃に留まっており、極めてセンシティブとされるいわゆる「重要 5 品目」について 3 割程度しか関税撤廃できなかったことを問題視していた。その上で TPP の交渉結果は日 EU 交渉のベンチマークとはなり得ず、EU としては米国が満足したレベル以上の農産品市場の開放を日本側に要求することになると主張していた。EU としては 2015 年 8 月にベトナムと合意した FTA の方がむしろ日 EU・FTA を考える際のベンチマークになり得るとさえ述べているところがあった。実際に EU はチョコレートやチーズ、畜産品など農産加工品の幅広い分野で関税撤廃を日本側に要求してきている。

日 EU・FTA 交渉は、当初工業品の関税撤廃を求める日本側と非関税障壁撤廃や政府調達・鉄道調達の開放などを求める EU 側という構造だったが、TPP 合意達成以降は農産品・農産加工品の関税撤廃・市場アクセスも EU 側の「ショッピング・リスト」に追加され、日本側は対応に苦慮している。国会における批准手続きで TPP 対応そのものが困難なイシューとなっている中、加えて 2016 年 7 月に予定されている参議院選挙も控えていることから TPP を超えるレベルのオファーはおろか TPP なみのオファーもままならないという国内状況がある。

TPP も日 EU・FTA もどちらも 21 世紀型のハイレベル FTA ではあるが、両者の政治的インプリケーションはやはり異なっている。TPP においては「隠れたアジェンダ」は中国であり、中国を如何に「責任ある大国」(responsible stakeholder, ゼーリック元 USTR) としてアジア太平洋地域にソフトランディングさせるかが TPP のタスクの一つになっているが、日 EU・FTA にはこのような政治的含蓄は乏しい。中国との尖閣問題でこの領域が日米安全保障条約の適用範囲であることを大統領自ら明確に言明した米国と、アジアインフラ投資銀行 (AIIB) 設立でブレトンウッズ体制に対する中国の覇権的チャレンジであることを知ってか知らずか、いち早く AIIB 支持に回った EU の諸国とでは日本から見た場合に政治安保上の重要性は相当異なってくる。農産品重要 5 品目について相手が同盟国米国だから出来た関税譲許がそのまま EU に対してできるわけではない。非関税障壁や鉄道調達などで既にある程度の譲許を日本側から獲得した EU は交渉の早期妥結に向けて農産品の市場アクセスについてはより現実的な対応をすべきであろう。

#### 4. Brexit (英国の EU 離脱) のインパクト—もう一つの「不確実性」

2016 年 6 月 23 日の国民投票で英国の EU 離脱 (Brexit) が多数を占めた。残留を訴えたキャメロン首相は辞任したが、英 FT 紙は「欧州統合における英国の役割に終止符を打った首相として歴史の中に消えて行く首相」と報じた。保守党内部の政争に端を発した狭隘

な思惑が国民投票につながり予想外の結果となった。ロンドン、スコットランド、北アイルランドなどが残留を支持したが、イングランド、ウェールズは離脱支持だった。EUの恩恵を当然視する若者は残留を支持し、移民に厳しい高齢者は離脱に傾いた。今後英国は、通告後2年間の交渉期限内にEUと離脱交渉を行う。分断が生じた国内の意見調整を優先する英国は、通告時期を来年半ばまで先延ばしする可能性がある。また極右勢力が台頭するEU各国の難しい政治情勢の中で始まる離脱交渉は多難だ。離脱協定締結後の英国とEU諸国との関係決定は2020年以降となる見込みだ。EU統合の制度構築が挫折し、不安定状態が続くことがBrexitの最大の問題といえる。

英国とEUの新しい関係は、EUの基本理念の「モノ、サービス、資本、人の自由な移動」やEU法の効果、予算拠出、意思決定参加などの法的枠組みで規定される。英国はEUの単一市場への参加と移民の流入制限、EU法の制限などを期待しているとされていたが、単一市場についてはメイ首相が2017年1月18日のスピーチで単一市場との決別を明確にした。

EU域外国とEUとの特惠的な関係については①ノルウェー型、②スイス型、③関税同盟型（対トルコ）、④FTA（対カナダ）の4つの類型がある。EU非加盟国のノルウェーは、EU・EFTA（欧州自由貿易連合）間でEEA（欧州経済領域）を形成し、4つの自由移動ならびにEU法と分担金を一定程度受け入れている。同じEFTA加盟国のスイスはEUと100以上の個別協定で、物の自由貿易と移民受け入れを規定している。トルコはEUと関税同盟を1995年に形成しているが、金融サービスや人の移動についてはカバーされていない。カナダはEUとFTA（自由貿易協定）を結んでいるが、サービスについては限定的であり、人の移動はカバーされていない。英国はこれら4つの類型をモデルとしてEUとの新協定交渉に入るが、頓挫した場合は、米国や日本のようなWTO（世界貿易機関）の最恵国待遇に基づいた貿易関係をEUとの間におこなうこととなり、英国からの輸出には関税が賦課されることになる。

マーストリヒト条約にはオプト・アウト条項があり、従来から英国は共通通貨ユーロと社会政策条項等を採用せず、EU域内の他国から身勝手とみられてきた。「離脱」した英国の域外FTAとしては、米国、日本、中国との単独FTAやNAFTA（北米自由貿易協定）、TPPへの参加、英国連邦特惠の復活の道も想定される。南欧投資を増加させている中国の対英投資機運も高まろう。

日本との関係で言えば、欧州に日本の製造会社は989社進出しているが、そのうち英国は839社と圧倒的に多い。サービス産業も含めると約1000社の日本企業が英国にビジネスの拠点を置いている。日本としてはTPPの早期発効の後押し、日EU・FTAの合意促進、

日英 EPA 交渉への備えが必要だ。Brexit をめぐる状況は日々刻々変化している。日本企業としては「ビジネス・アズ・ユージュアル」を心がけつつ、情報収集とその分析能力を高める必要がある。

Brexit との関係で最も懸念されるのは EU がこの問題に忙殺されて内向き志向を強める可能性が高いことである。2017 年は EU 域内では国政選挙や大統領選挙が予定されている。3 月のオランダの下院選挙に始まり、その後フランスの大統領選挙、そしてドイツの総選挙がこれに続く。この内政の年に不人気の自由貿易政策がどの程度 EU の中で重要視されるかは未知数であり、不安が残る。

### 【参考文献】

- 渡邊 頼純（監修）、外務省経済局 EPA 交渉チーム（編著）、『解説 FTA・EPA 交渉』（第2版）日本経済評論社、初版は 2007（2 版は不明）年
- 渡邊 頼純 『TPP 参加という決断』ウェッジ 2011 年（10 月）
- 渡邊 頼純 『GATT・WTO 体制と日本—国際貿易の政治的構造—』（第2版追補）北樹出版 2012 年（9 月）
- 石川幸一・馬田啓一・渡邊 頼純（編著）『TPP 交渉の論点と日本』文眞堂 2014 年（6 月）
- 田中 友義 「（第 11 章）EU 統合の深化・拡大と FTA 戦略」、石川幸一・馬田啓一・国際貿易投資研究会（編著）『FTA 戦略の潮流—課題と展望』文眞堂 2015 年（4 月）
- 渡邊 頼純 「（第 6 章）日本・EU 経済連携協定（EPA）—新たな日 EU 関係強化への歩みと展望—」石川幸一・馬田啓一・国際貿易投資研究会（編著）文眞堂 2015 年（3 月）前掲書
- 田中 友義 「（第 4 章）日 EU・EPA 交渉の経緯と争点」、石川幸一・馬田啓一・高橋俊樹（編著）『メガ FTA 時代の新通商戦略—現状と課題—』文眞堂 2015 年（7 月）
- 渡邊 頼純 「（第 1 章）WTO 体制とメガ FTA—アジア太平洋地域の市場統合と多国間貿易体制—」、石川幸一・馬田啓一・高橋俊樹（編著）『メガ FTA 時代の新通商戦略—現状と課題—』文眞堂 2015 年（7 月）前掲書
- 伊藤 元重 『伊藤元重が語る TPP の真実』日本経済新聞出版社 2015 年（12 月）
- 浅川 芳裕 「TPP 農業界への影響と展望」『農業経営者』No.239 農業技術通信社 2016 年（2 月）
- 渡邊 頼純 「TPP 合意の意義と展望」『農業経営者』No.239 農業技術通信社 2016 年（2 月）
- Joshua W. Walker, “Abe’s Whirlwind European Mission”, May 2 2016, Transatlantic Take, The German Marshall Fund of the United States (GMFUS)

（渡邊 頼純）

### —注—

- <sup>1</sup> 渡邊 頼純（2012）、『GATT・WTO 体制と日本』、第 3 章第 1 節 参照
- <sup>2</sup> 渡邊 頼純（2012）前掲書第 3 章第 1 節参照
- <sup>3</sup> 伊藤 元重（2005）『ゼミナール国際経済入門』日本経済新聞出版社
- <sup>4</sup> 田中 友義（2015）「日 EU・EPA 交渉の経緯と争点」、石川幸一・馬田啓一・高橋俊樹（編著）『メガ FTA 時代の新通商戦略—現状と課題—』文眞堂 56 頁参照
- <sup>5</sup> 太平洋同盟とはメキシコ、コロンビア、ペルー、チリの中南米 4 か国からなる地域協力の枠組みのこと。英語では the Pacific Alliance と呼ばれている。最終的に FTA になるのか、関税同盟を目指すのか、必ずしも明確にはなっていない。

- <sup>6</sup> 渡邊 頼純（監修）、外務省経済局 EPA 交渉チーム（編著）、『解説 FTA・EPA 交渉』（第2版）日本経済評論社 初版は2007（2版は不明）年
- <sup>7</sup> Larissa Arabelle Brunner, “What does the TPP mean for Europe?“, Global Risk Insights, October 21, 2015
- <sup>8</sup> Delegation of the EU to New Zealand, October 2015
- <sup>9</sup> Delegation of the EU to New Zealand, October 2015, 前掲 Andre Sapir の引用
- <sup>10</sup> Delegation of the EU to New Zealand, October 2015, 前掲 Patrick Messerlin の引用
- <sup>11</sup> Delegation of the EU to New Zealand, October 2015, 前掲、Shada Islam の引用
- <sup>12</sup> Larissa Arabelle Brunner (2015), “What does the TPP mean for Europe?“, Global Risk Insights
- <sup>13</sup> Lea Auffret, “Lessons to learn from TPP; What the EU should not do in TTIP”, Consumer Corner-The blog of BEUC-, The European Consumer Organisation, Dec. 1 2015
- <sup>14</sup> 2016年5月5日付主要各紙参照。一例として、「EPA合意へ交渉加速 日EU首脳が方針一致」『産経新聞』2面など。
- <sup>15</sup> 田中友義（2015）「日EU・EPA交渉の経緯と争点」など参照